

令和 2 年度事業計画

令和 2 年は、年明け早々の米軍によるバグダッド国際空港近くでの空爆、イランによる米軍イラク基地への報復という中東情勢の緊迫化によりスタートしました。その後、武力衝突の可能性回避により緊張の高まりは落ち着きを見せております。また、新型コロナウイルスがアジア圏を中心に爆発的に拡大しました。新型コロナウイルスによる世界経済への影響については、L P ガス市場としても、中東情勢とともに注視が必要です。

日本国内情勢としては、東京オリンピック・パラリンピックが本年開幕します。前回の東京オリンピックに引き続き、聖火リレーに使用される燃料はL P ガスで決定しています。新国立競技場の聖火台燃料に使用される次世代エネルギーである水素とともに、L P ガスについても可搬型の究極の燃料として現在も地位を確立しているところです。

昨年は、一昨年に引き続き、自然災害の脅威に見舞われた一年でした。9月に上陸した台風15号は千葉県を中心に、10月には台風19号が関東地方から東北地方にかけて、停電や河川の氾濫等の甚大な被害が発生し、東京都内でも1,060か所の避難所が開設されました。特に台風15号では、一昨年の北海道胆振東部地震での「ブラックアウト」事象に引き続き、千葉県にて大規模かつ長期化する停電が発生しました。今後も風水害のリスクは常に存在しており、自然災害への備えは急務となっております。

渦中であって、昨年末東京都予算編成にあたり、小池東京都知事へ要望書を提出しました。長期的にはL P ガス設備の常設常用、短期的にはL P ガスを使用した非常用発電設備等設置の要望した成果が、災害拠点の施設整備、電源確保に関する補助、高齢者・児童・障害者施設の防災・減災対策費用等の予算増額として実を結びつつあります。さらに、八王子市、府中市、東大和市などの各市区町村では、学校施設へのG H P 導入等が進んでおります。令和元年度に引き続き、東京都予算増額を追い風に東京都の各市区町村に対し、各支部と本部そして全会員が一致団結して、防災協定締結・体育館等へのL P ガスG H P や発電機等導入、避難所・一時滞在施設等への非常用発電機導入へより一層の働き掛けを行って参ります。

一方、令和元年東京都管内のL P ガス事故件数は、昨年より2件増加し、11件となっておりますので、より一層事故減少に努めて参ります。全国L P ガス協会主導で行っております「L P ガス快適生活向上運動"もっと安全さらに安心"」も3年目を迎え、計画の最終年度となっておりますので、昨年度に引き続き、協力参加して参ります。

また、近年注力してきました協会内の財政改革、組織体制の整備及び事務合理化につきましても、本年は電子化によるペーパーレスなどを進め、より一層の対応を進めていく所存です。

令和 2 年度の事業計画は、上記の事柄を踏まえお客様にL P ガスを安全・安心に提供できるよう以下の諸事業を推進して参ります。

1. 保安対策事業
 - ① 保安講習会の実施
液石法第18条に基づき販売事業者等の従業員を対象とした保安講習会を開催し、会員各位の保安意識の更なる向上に努める。
 - ② 「LPガス快適生活向上運動"もっと安全さらに安心"」の実施
今年度が最終年度となる本運動は、消費者の保安を目的に当協会が独自に事故防止対策を行い、今年度も引き続き、重大事故（B級以上の事故）ゼロ及びCO中毒事故件数ゼロを目標に掲げ、全国統一の展開により別紙1の保安対策内容を行う。
 - ③ 「自主保安活動チェックシート」の実施
LPガス快適生活向上運動の一環として、販売事業者が自主保安活動チェックシートにより保安活動を検証し、保安意識の向上と保安の確保に努め事故ゼロを目標に実施する。
 - ④ 製造事業所、容器検査所等の保安対策
LPガス製造施設において保安管理体制を徹底するとともに自主点検を行ない、安全確保と事故防止を図る。
 - ⑤ LPガス放置容器の回収処理
都内で発生している放置容器の回収処理を迅速に行い、事故防止を図る。
2. 需要促進事業
災害時に多くの被災者が避難生活を送る学校体育館等へLPガス仕様のGHP普及は必要不可欠であることを強く訴え、東京都の熱中対策を追い風にGHP導入に努める。同時に避難所ならびに一時滞在施設等における非常用発電設備導入についてPR活動に注力する。
また、「需要開発推進運動」に本年度も参加し、「より多くのお客様にLPガスをお届けする」この目標を実現するため、「進化するLPガス」、「究極のライフラインLPガス」、「人を育むLPガス」の3本の矢、そして、「LPガスワンランクアップキャンペーン」を更に推進し需要拡大を図る。
3. 高圧ガス保安協会関連事業
 - ① 東京都液化石油ガス教育事務所事業
高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス教育事務所として、資格者養成と技術向上を図るため各種資格取得講習及び検定試験並びに資格更新のための講習会を別紙2の「令和2年度講習会予定表」のとおり実施する。
 - ② 東京都液化石油ガス試験事務所事業
高圧ガス保安協会より委託を受け高圧ガス試験（液化石油ガス関係）を高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス試験事務所として実施する。
4. 販売事業者指導支援事業
お客様相談所を協会内に開設し、LPガス消費者から寄せられるLPガスについてのさまざまな疑問、要望、意見等に適切に対応する。
また、LPガス販売事業者の取引の適正化、料金の透明化に寄与し、消費者のLPガスに対する意識向上に繋がるよう努める。
5. 取引適正化推進事業
各県協会と連携し特商法違反やLPガス切替勧誘に関するトラブルの事例を関係行政に発信し、LPガス取引適正化を推進する。

お客様に対する注意喚起チラシの活用を引き続き支部を通して、会員に周知する。

液石法省令等の一部改正、について会報誌並びに保安講習会などを通じ周知に努める。

6. 競合エネルギー対策の推進事業
競合エネルギーの動向に注視し、各県協会とも連携し会員事業者に適切な情報提供が出来るよう努める。
7. 広報活動事業
広報誌「エルピー東京」を年4回発行し、業界動向、当協会の活動状況等の情報を積極的に提供し、会員の事業活動に貢献できるようにする。
8. 高圧ガス防災訓練への協力参加
東京都高圧ガス地域防災協議会のLPガス部門を担当し、行政及び関係機関との連携強化を目的に、令和2年度東京都高圧ガス防災訓練に参加。
9. 高圧ガス保安活動促進週間への協力参加
法令遵守及び保安意識の高揚を図るため、自主保安活動促進週間の活動に参加する。
10. 災害発生時等の情報連絡手段の確保
東京都が都庁各局及び関連団体に配備した業務用MCA無線にて定期的な通信訓練を行い、災害発生時の当協会と東京都の情報連絡を確保する。
11. 石油ガス地域防災対応体制整備事業
経済産業省の補助事業として実施している石油備蓄法の災害時供給連携計画に基づき、防災訓練等を通じ会員相互の連携体制を強化し、災害時の保安及び安定供給確保に努める。
12. 保安功労者、優良事業所等表彰の推薦
永年に亘り、LPガスの保安業務に精励され、業界及び当協会に貢献された個人及び事業所に対し、保安功労者、優良事業所等として、各保安大会に推薦する。
13. 行政庁及び関係団体への協力
行政機関及び関係団体と相互に連携して、関係業務の円滑な運営を図る。
14. 協会組織の検討
協会の財政改革、組織体制の整備及び事務合理化の推進を図る。
15. 登録、認定、届出等の指導業務
会員及び入会希望者の登録、認定、届出及び免状交付手続き等の指導業務を行う。
16. 賠償責任保険その他関連業務
液化石油ガス法に基づくLPガス賠償責任保険及びオートガスタンド保険、自然災害に対する供給設備の保険や個人情報漏えい賠償特約、総合賠償特約の付保業務並びにLPガスライフ応援制度の受付業務を行う。
17. 区市町村との災害協定締結事業
東京都の災害協定の未締結区市町村との協定締結を目指し、全会員が一致団結した活動に努める。